

ライフタウンまり山住宅地建築協定の概要

協定区域	右籾字前谷（区域図内に限る）
敷地	敷地面積160㎡以上
用途	<p>建築できる用途は第一種低層住居専用地域内で建築できるもののうち、次の各号に掲げるものとする。</p> <p>（１）専用住宅及びそれに付随する建築物</p> <p>（２）兼用住宅（学習塾や華道教室等の各種教室として利用するもので、教室部分の床面積が30㎡以下のものに限る）</p> <p>（３）診療所（獣医院は除く）</p> <p>（４）巡査派出所、公衆電話所等の公益上必要な建築物</p>
建ぺい率	50%以下
容積率	100%以下
<p>建築物の高さ</p> <p>※宅地地盤面とは本協定を設定したもののから敷地の引渡しを受けた日の地盤面をいう。</p>	<p>（１）最高高さ10m以下（宅地地盤面から）</p> <p>（２）軒高7m以下（宅地地盤面から）</p> <p>（３）北側斜線</p> <p>当該部分から前面道路の反対側の境界線又は隣地境界線までの真北方向の水平距離に1.25を乗じて得たものに5mを加えたもの以下</p>
壁面後退	<p>外壁又はこれに代わる柱の面から敷地境界（道路境界を含む）までの距離は1m以上。ただし、次に掲げるものは除く。</p> <p>（１）物置及び車庫</p> <p>（２）外壁又はこれに代わる柱の中心線の長さの合計が3m以下の部分</p>
門・塀	<p>道路境界及び公園境界の塀は、生垣等の開放性のあるものとする。</p> <p>石積ブロック等で築造する場合は、高さ1m以下とし、周囲の環境と調和するよう留意すること。</p>

※上記の表は参考資料程度としてご利用いただき、詳細については、協定書及び協定運営委員会に確認してください。